

振込先指定方式取扱規定

第1条（目的）

この規定は、お客様の有価証券の取引等によりひまわり証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様があらかじめ指定される預貯金口座（以下「指定口座」といいます。）に振込む方式の取扱について定めるものです。

第2条（申込方法）

お客様は、当社所定の申込書に指定口座等必要事項を記入のうえ、これを当社に提出することにより申し込むものとします。

2 当社は、前項の指定口座について、当社における取引口座と同一名義のものを一口座のみ受付けるものとします。

第3条（指定口座の確認）

当社は前条により指定口座の申込を受付けたときは、速やかに申込内容を記載した書面を送付しますので、お客様はご確認のうえ、記載内容に相違がある場合は速やかに当社へお申し出ください。

2 当社が前項の書面をお客様に送付した後 1 週間は、振込請求を受けましても指定口座への金銭の振込ができない場合があります。

第4条（指定口座の変更）

お客様が指定口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届け出ていただきます。

2 変更申込受付後の取扱いは第2条および第3条に準じて行うものとします。

第5条（金銭の受渡精算方法）

金銭の受渡精算は、本取扱規定に基づき、指定口座へ振込むものとします。なおこの場合、お客様からの引出請求書の受入は不要とします。

2 前項にかかわらず、お客様からの申し出があり、当社がやむを得ないと判断する場合には、指定口座への振込以外の金銭の受渡を行うことがあります。この場合、当社は所定の書類を受け入れるものとします。

第6条（免責）

当社が売却代金等を指定口座へ振り込みましたうえは、その振込につき生じたお客様または第三者の損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその責任を負いません。

第7条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を Web サイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、当規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

平成 18 年 7 月